



日田市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

監査対象 : 林業振興課

令和7年5月12日

日田市監査委員 小ケ内 聡行

(注)書類は当市監査委員事務局に保管しています。

令和 7 年度 定期 監査 結果 報告 書

- 1 監査の対象 林業振興課
- 2 監査の期間 令和 7 年 4 月 2 日から令和 7 年 5 月 2 日まで
- 3 監査の場所 監査委員事務局

4 監査の着眼点

令和 7 年度監査等業務実施要綱第 3 条の規定により、令和 6 年度における林業振興課の財務に関する事務が、関係法令・条例等に基づき適正に処理されているか、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、関係書類等の審査を行ったものである。

5 監査の実施内容

日田市監査基準に準拠し、令和 6 年度に執行された財務事務を主に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当者からの説明聴取や質疑応答を行い、加えて帳票等の照合及び証拠書類を調査する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果については、全般的に見て概ね良好に処理されているが、一部事務処理について適正を欠く事項が見受けられたので、後述する事項について早急に検討され、その具体的結果を令和 7 年 5 月 26 日（月）までに改善の証拠書類等を添えて文書により報告されたい。また、口頭で指摘した事項についても検討・改善を図られたい。

なお、監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

[指摘事項]

①日田市補助金等交付規則第 4 条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示について

日田市の補助金等の交付については、日田市補助金等交付規則第 4 条に基づき、「日田市補助金等交付規則第 4 条の規定による補助対象、補助率及び補助金等交付申請の時期を定める告示」（以下 4 条告示という）をすることが定められている。

令和 6 年度の関係書類を確認したところ、補助金等交付事業のうち、4 条告示に補助金の名称で定められていないものが見受けられた。

補助金等の交付を行う市として、法令を遵守すべきであることから、規則に則った事務処理を行われたい。